

平成28年度第15回庁議提案 審議・**報告**・その他
提出日：平成28年11月7日
担当部・課：総務部危機対策課〔内線4152〕

① 件 名
東北電柱広告協議会との警戒標識の設置に関する協定締結について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 防災サインの設置に当たっては、道路法などに抵触しないこと、かつ視認しやすいことを基本とし、効果的な手段の一つとして電柱等に掲出して普及を図る必要がある。 【目的】 津波から迅速かつ的確に避難できるよう、電柱広告を利用した警戒標識の設置を普及するため、東北電柱広告協議会と協定を締結する。
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 (1) 石巻市地域防災計画 第1章 総則 第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (2) 石巻市防災サイン基本計画 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成27年10月 電柱広告を利用した防災サインの設置について、東北電柱広告協議会との協議 平成28年 3月 災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組に関する内閣府及び総務省消防庁通知 7月 宮城県屋外広告物条例について県との協議





⑤主な内容

電柱広告を利用した警戒標識を設置するため、本市と東北電柱広告協議会の役割・責任を明確に定めた。

【協定の主な内容】

- 1 市は警戒標識に必要な情報を電柱協議会に提供する。
- 2 市は避難所等の変更等により、警戒標識の掲出内容に修正を要する場合は、必要な指示を東北電柱協議会に行う。
- 3 東北電柱協議会は警戒標識の設置を行うため、広告主を募る努力をする。
- 4 東北電柱協議会は設置の際に必要な一切の手続きを行う。
- 5 東北電柱協議会は設置された警戒標識の維持管理及び住民からの申し出等に対し対応を行う。
- 6 東北電柱協議会は設置された警戒標識の掲出内容及び設置位置を変更する場合は、書面により市に報告を行う。
- 7 警戒標識の設置にあたり、撤去を含む必要な経費等は、電柱広告協議会及び広告主が負担し、市はその一切を負担しないものとする。

【標識の種類】

(1) 歩行者向け（電柱に巻きつけるタイプ）	(2) 車両向け（電柱の袖につけるタイプ）
① 避難場所へ誘導する「避難誘導サイン」	①津波浸水区間の始まりを知らせるサイン
② 今次津波の浸水深を表示する「東日本大震災津波実績浸水深サイン」	②津波浸水区間の終わりを知らせるサイン
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>① の 例</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>② の 例</p>  </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>② の 例</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>① の 例</p>  </div> </div>

※警戒標識部分は、JIS Z9097 津波避難誘導標識システム及び JIS Z9098 災害避難誘導標識システムに準じたデザイン及び暗闇対策（反射材）を採用した。

※東北電柱広告協議会は、電柱広告事業を営む東北送配電サービス(株)及びテルウェル東日本(株)の2社で構成している組織である。

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

電柱広告を利用した警戒標識を設置することで、津波からの迅速かつ的確な避難誘導を図ることができる。

【財源措置】

設置に係る費用及び修繕などは広告協力者の負担になるので、市は設置費用を負担すること無く警戒標識を普及することができる。

⑦他の自治体の政策との比較検討

県内では、塩釜市、女川町などが広告主として費用を負担して避難場所案内板を設置している。県外では、静岡市などが電柱広告会社と協定を締結して広告付きの避難場所案内板を設置している。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成28年11月28日 協定調印式（協定は調印式当日から有効）

⑨その他

